



認定調査 “ワンポイントアドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「1-1、2 麻痺・拘縮の有無」について★★

		自動による挙上可動域		
		5割未満	5割～ 9割未満	9割以上
麻痺と拘縮における 選択の目安	他動による 挙上可動域	5割未満	拘縮あり 麻痺あり	—
	5割～ 9割未満	拘縮あり 麻痺あり	拘縮あり 麻痺ありorなし ※1	—
	9割以上	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺なし

※1 自動と他動が同じ角度の場合「麻痺なし」、差がある場合は「麻痺あり」になります。
（注意）この表は、あくまで桐生市における認定調査の選択目安であり、基準そのものではありません。

例 題

<調査状況>

左上肢、両下肢は自力で 10 割まで挙上できる。右上肢は自力で 8 割が限界。
調査員が他動的に右上肢を挙上すると、自力と同じ8割までの挙上であった。
その他の関節に拘縮はみられない。

[選択] 1-1 麻痺は「1）ない」、1-2 拘縮は「2）肩関節」を選択

[特記事項]

確認動作実施。左上肢、両下肢は規定の動作を行える。
右上肢は自他動とともに8割の挙上で制限があるため、
麻痺は「1.なし」、拘縮は「2.肩関節」を選択。

【介護認定の状況】（R5.6.1時点）

4月申請 478 件のうち審査会の予定が決まっていない数 31 件
5月申請 450 件のうち審査会の予定が決まっていない数 378 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （内線 394・395）



認定調査 “ワンポイントアドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★「2-3 えん下」★



【定義】

食べ物（水分や汁物を含む）を経口より摂取する際の飲み込む能力のこと
※頻回に見られる状況や日頃の状況について、聞き取りで選択。

【例】

「時々むせる」 → 「1.できる」を選択。

「食事のたびにむせがある」 → 「2.見守り等」を選択。
「飲み込み状態」で評価を行い、必ずしも見守りが行われる必要はありません。

「中心静脈栄養が行われている。少量の水は飲みこめるが、食事摂取の機会はない。」
→ 「3.できない」を選択。食事摂取の機会がない場合は、「できない」と評価する。

★「2-4 食事摂取」★



【定義】

食べ物を摂取する一連の行為のこと
※経口摂取の場合、配膳後の食器から口に入れるまでの行為のこと。
※食事摂取の介助には、経管栄養の際の注入行為や、中心静脈栄養も含まれます。

【例】

「自己摂取はできるが、食べこぼしがあり、毎回介助者が片付けている。」
→ 「1.介助されていない」を選択。食べこぼした食事を片付ける行為は含みません。
詳しい状況の特記事項に記載。食べこぼす量が多く不適切な状況の場合は適切な介助方法を選択。

「中心静脈栄養が行われている。」
→ 「4.全介助」を選択。中心静脈栄養を食事とみなします。

【介護認定の状況】（R5.6.30 時点）

5月申請	447 件のうち審査会の予定が決まっていない数	25 件
6月申請	522 件のうち審査会の予定が決まっていない数	408 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （内線 394・395）



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★ 「 2-5 排尿・2-6 排便 」 ★★

< 排泄の一連動作 >

- ・排泄動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ・尿便器内への排泄）
- ・陰部・肛門の清拭
- ・トイレの水洗
- ・トイレやポータブルトイレ、尿便器等の排泄後の掃除
- ・オムツリハビリパンツ、尿取りパッドの交換
- ・抜去したカテーテルの後始末
- ・ストーマ（人工肛門）袋の準備、交換後始末

※ 調査日より概ね1週間の状況において、
より頻回にみられる状況や日頃の状況で判断します。

例 題

1.（調査状況）紙パンツの交換は自分で行うが、紙パンツの片付けは長女が行っている。

→「1.介助されていない」を選択。

尿取りパッド・紙パンツの、片付けやごみ捨ては、排泄の一連の行為に含みません。

2. 排泄の一連の行為に以下の2つは含まれるでしょうか？

- ① 使ったパッドを干して使い回しているため、内緒で捨てる
- ② 脱ぎ捨ててあるパッドを片付ける



→①干してあるものを使い回して捨てる場合や、②脱ぎ捨ててあるものを片付ける場合も
排泄の一連行為に含みません。

介護の手間が発生しているため、特記事項には記載してください。

【介護認定の状況】（R5.8.1 時点）

6月申請 515 件のうち審査会の予定が決まっていない数 23 件

7月申請 478 件のうち審査会の予定が決まっていない数 377 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （内線 394・395）



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「5-1 薬の内服」★★

定義

薬の内服とは、「薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む（水を飲む）という一連の行為」です。

※注射や塗り薬等は含まれません。



【経管栄養の場合】

経管栄養（胃ろうを含む）などのチューブから内服薬を注入する場合は含まれます。その場合、注入の介助方法で選択します。

【薬の処方がない場合】

※薬の内服がない（処方されていない）場合は、
薬が処方された場合を想定し、適切な選択をし、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載してください。

例題

- ① 月に1度、娘が薬カレンダーに薬を入れ、自分で取り出して内服している。
→「2.一部介助」を選択。
薬カレンダーで飲む薬の量を指示していると考えられるため、一部介助と判断します。
- ② 薬が処方されておらず、薬の内服はないが、サプリメントを毎朝自分で用意して飲んでいる。
→「1.介助されていない」を選択。
特記事項に、「毎日サプリメントを内服しており、薬の内服も行えると判断した」と記載。
薬の内服がない場合は、想定して適切な方法を選択し、根拠となる情報を特記事項に記載して下さい。

【介護認定の状況】（R5.9.4時点）

7月申請 473 件のうち審査会の予定が決まっていない数 65 件

8月申請 536 件のうち審査会の予定が決まっていない数 428 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （内線 394・395）



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「3-1 意思の伝達」★★



定義

意思の伝達とは、調査対象者が意思を伝達できるかどうかの能力のこと。

「調査対象者が意思を他者に伝達できる」… 常に意思の伝達できる

「ときどき伝達できる」…………… 内容や状況によってはできないことがある

「ほとんど伝達できない」…………… 限定的な内容はまれにできる

「できない」…………… 全くできない

ポイント

- 内容の合理性は問わない。
- ボードや筆談、手話、パソコン等、手段や方法は問わない。
- 調査日の状況に加え、日頃の状況から選択を行う。

〔自発的に意思を示さない場合〕

本人が自発的に伝達しなくても、質問に対して意思を伝えられる場合は、

「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」を選択とします。

例題

1. 気管切開をしており、発語は難しいが、ボードを利用して意思を伝達できる。
→「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」
2. 話している途中で「わからなくなっちゃった。」と言い、話をやめてしまうことがある。
簡単な内容であれば回答でき、名前や生年月日、季節等は適切に回答できる。
→「2.ときどき伝達できる」を選択。
3. 質問をすると「何もわからないです」と言う。名前のみは回答できるが、生年月日や季節等は回答できず首をかしげる。日頃から質問が理解できないことが多い。
→「3.ほとんど伝達できない」を選択。

【介護認定の状況】（R5.10.3 時点）

8月申請 537 件のうち審査会の予定が決まっていない数 14 件

9月申請 545 件のうち審査会の予定が決まっていない数 387 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★ 「2-2 移動」 ★★



定義

「移動」とは、日常生活において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所への移動にあたって、見守りや介助が行われているかどうかで評価します。

ポイント

- ☆「**2.見守り**」は、
「**介助者が近くで付き添い、すぐに介助できる体制**にある」場合は該当します。
- ☆ **転倒** の有無・頻度を確認してください。審査会で議論されることがあります。
実際に介助がされていなくても、不適切な状況と判断する場合には「見守り」や「一部介助」を選択し、審査会の判断を仰ぐことができます。
- ☆外出行為は含みませんが、介護の手間が発生している場合は特記事項に記入します。
（例）自宅内は杖を使用して自力で介助なしで「移動」を行っているため「1.介助されていない」を選択。通院時（1回/週）に外出する際には車椅子を押してもらう。

例 題

- ① 自力で歩行して移動。施設職員が離れた場所から見守り、スピードが速い時を見かけたら注意をしている。転倒はない。
→「1.介助されていない」を選択。見守りは、近くで支えられる距離でなければ該当しません。
- ② 独居のため、室内は自力で移動するが、週に数回転倒がある。怪我を繰り返しており、調査時は手足に痣が数か所あった。
→「2.見守り」を選択。調査員が不適切な状況であると判断した場合は、適切な介助方法を選択します。

【介護認定の状況】（R5.11.2 時点）

9月申請 543 件のうち審査会の予定が決まっていない数 24 件
10月申請 558 件のうち審査会の予定が決まっていない数 420 件

認定調査 “ワンポイントアドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★「2-12 外出頻度」★



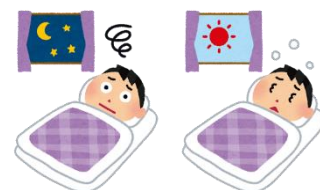
【定義】

- 1 回概ね 30 分以上、居住地の敷地外へ出る頻度を評価。
一定期間（調査日より概ね過去 1 か月）の状況において、外出の頻度を選択。

注意するポイント

- 入所中の方で、デイサービスに通っている場合、施設内か施設外かを確認してください。
同一施設・敷地内のデイサービス、診療所へ移動することは外出に含まれません。

★「4-4 昼夜の逆転がある」★



【定義】

「昼夜の逆転がある」行動とは、夜間に何度も目が覚めることがあり、そのために疲労や眠気があり日中に活動できない、もしくは昼と夜の生活が逆転し、通常、日中行われる行為を夜間行っている状況。

注意するポイント

- 「頻回にトイレに起きている」や、「夜間に迷惑行為がある」等のみの場合等は該当しません。日中の活動状況を確認してください。
- 夜間行動が周囲の手間になっていない場合でも、日中の活動に影響を及ぼしている場合は該当します。

【介護認定の状況】（R5.1.12 時点）

R5 年 11 月申請 503 件のうち審査会の予定が決まっていない数 21 件

12 月申請 535 件のうち審査会の予定が決まっていない数 376 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）